

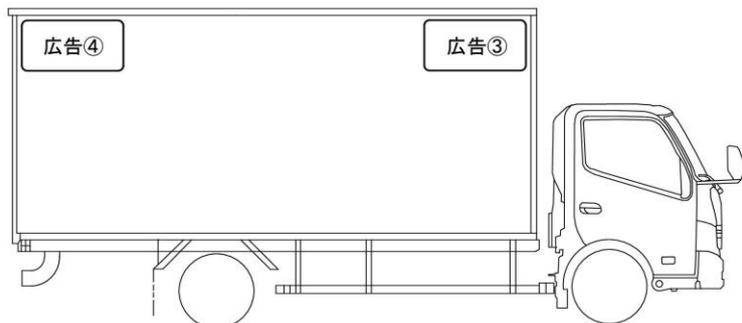
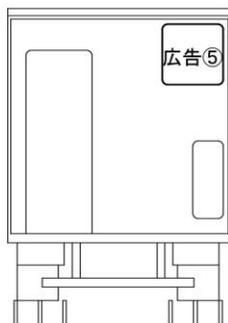
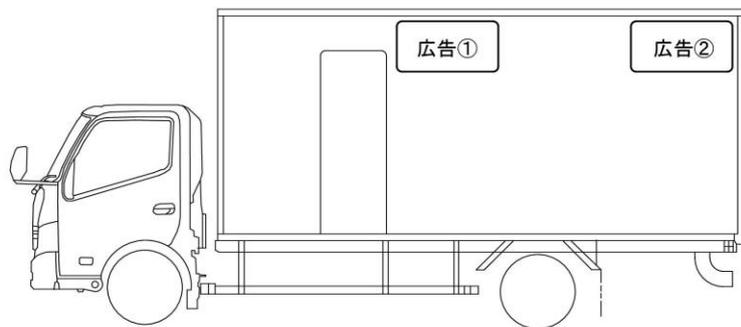
島田市トイレカー広告募集要項

市では、トイレカーの維持管理費の確保と地域経済の活性化を図るため、トイレカーを広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載します。

広告の内容等について島田市トイレカー広告掲載要綱に定めるほか、次の事項を定めて広告掲載を希望する方を募集します。

1 募集内容

車種 台数	自走式仮設水洗トイレカー 1台	普通特殊自動車（糞尿車）
募集枠	①車両左側面前方 縦50cm×横100cm以内 ②車両左側面後方 縦50cm×横100cm以内 ③車両右側面前方 縦50cm×横100cm以内 ④車両右側面後方 縦50cm×横100cm以内 ⑤車両後面 縦60cm×横60cm以内	広告の掲載は、広告の内容を表示したフィルム又はマグネットシートによる掲載に限ります。
広告掲載料	①車両左側面前方 1年につき20,000円 ②車両左側面後方 1年につき20,000円 ③車両右側面前方 1年につき20,000円 ④車両右側面後方 1年につき20,000円 ⑤車両後面 1年につき10,000円	



2 広告掲載期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）

3 申込資格

「2 広告掲載期間」に広告掲載することができる事業者・団体等とします。

4 申込方法

（1）提出書類

- ア 島田市トイレカー広告掲載申込書（様式第1号）
- イ 広告の図案及び内容が分かる書類
- ウ 直近1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるものとして市長が認める書類
- エ 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち別に定めるもの
- オ 法人等の概要を記載した書類（法人その他の団体である場合に限る。）
- カ 定款、寄附行為その他これらに類する書類（法人その他の団体である場合に限る。）
- キ 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（2）募集期間等

- ア 募集期間 令和2年10月15日（木）から令和3年1月15日（金）まで
（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く）
- イ 受付時間 午前9時から午後4時まで
- ウ 提出方法 直接窓口へ直接持参するか、郵送してください。
（郵送の場合は、1月15日必着）
島田市役所 資産活用課
郵便番号427-8501
島田市中央町1番の1
※郵送の場合は、封書に「広告掲載申込」と記載してください。

5 決定方法及び広告掲載料の納入

- （1）掲載する広告は、審査を経て決定します。
申し込みの件数が募集件数を超えたときは、市内事業者を優先し、さらに超える場合は、抽選により決定します。
- （2）広告掲載の可否を決定したときは、その結果をトイレカー広告掲載決定通知書又はトイレカー広告不掲載決定通知書により申込者に送付します。
- （3）広告主は、市から送付する納付書により、当該年度分の掲載料を市長が指定する日までに納入してください。

6 広告の作成

- （1）広告は、広告主の責任において作成し、その費用は全て広告主の負担としま

す。また、トイレカーへの広告の貼付及び剥離についても、広告主の負担及び責任において行うものとします。

- (2) 広告主は、トイレカーへの広告の貼付及び剥離を行うときは、日程、工程等を市と協議し、市の指示に従うものとします。
- (3) トイレカーへの広告の貼付又は剥離により、トイレカーの車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損したときは、当該広告主が経費を負担して原状回復するものとします。

7 要綱

その他、申込等に当たっては、島田市トイレカー広告掲載要綱の規定を遵守してください。

8 問い合わせ先

島田市行政経営部 資産活用課 庁舎管理担当

電話：0547-36-7169

E-mail：s-katsuyou@city.shimada.lg.jp